

令和2年11月臨時会

綾川町議会会議録

(第6回)

令和2年11月30日開会

令和2年11月30日閉会

綾川町議会

令和2年第6回 綾川町議会臨時会会議録

綾川町告示第170号

令和2年11月30日綾川町議会議場に第6回臨時会を招集する。

令和2年11月26日

綾川町長 前田 武俊

開会 令和2年11月30日 午前10時00分

閉会 令和2年11月30日 午前10時38分（会期1日間）

第1日目（11月30日）

出席議員16名

1番	三好東曜
2番	松内広平
3番	十河茂広
4番	植田誠司
5番	西村宣之
6番	大野直樹
7番	三好重徳
8番	岡田芳正
9番	井上博道
10番	川崎泰史
11番	福家功
12番	福家利智子
13番	横井薫
14番	鈴木義明
15番	河野雅廣
16番	安藤利光

欠席議員

なし

会議録署名議員

5番 西村 宣之

6番 大野 直樹

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	横 井 邦 洋
総 務 課 長 補 佐	福 家 孝 司
議 会 事 務 局 書 記	水 谷 香 保 里

地方自治法 1 2 1 条による出席者の氏名

町	長	前 田 武 俊
副 町	長	谷 岡 学
教 育	長	松 井 輝 善
総 務 課	長	松 本 正 人

傍聴人 0 人

議 事 日 程

11月30日（月）午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第 1号 綾川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 2号 綾川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3号 綾川町職員の給与に関する条例の一部改正について

令和2年 第6回 綾川町議会臨時会

11月30日 午前10時00分開会

○議長（河野）おはようございます。只今、出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、只今から、令和2年 第6回 綾川町議会 臨時会を開会致します。

なお、今臨時会も、新型コロナウイルス感染予防対策として、議場のドアの開放、理事者側の出席者の縮小、ソーシャルディスタンスによる座席の配置等を考慮した議会運営と致します。合わせて、「本会議の録画用ビデオカメラ」の撮影も許可しております。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

○議長（河野）それでは、これより本日の会議を開きます。

○議長（河野）日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、5番、西村宣之君、6番、大野直樹君の兩名を指名致します。

○議長（河野）日程第2、「会期決定について」を議題と致します。議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、三好重徳君。

○議会運営委員長（三好重）はい、議長。7番、三好です。

○議長（河野）三好君。

○議会運営委員長（三好重）皆さん、おはようございます。只今、議長より求められました、「日程第2 会期の決定」について、ご報告申し上げます。

本件に関しましては、11月11日、また、本日9時30分より、第2会議室において、当委員会を開催致しました。委員会の開催にあたりましては、議会から議会運営委員会の委員6名と、河野議長及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、松本総務課長の出席を求め、本臨時会に付議される案件の内容について説明を受け、諸般の協議を行いました。

それでは、当委員会における協議の結果について、ご報告致します。まず、今般の令和2年第6回臨時会に際し、提出予定議案として、説明のあったものは、条例案件3件であり、お手元の議案書に記載されたとおりであります。当委員会として、いずれの議案も緊急性の高い議案として、臨時会を開催し、上程することが適当として認めたものであります。

次に議案審議の方法について、ご報告致します。この後、町長より提案理由の説明を受け、上程されました議案を、所管する総務常任委員会に付託することと致しました。この後、休憩中に当該委員会を開催頂き、審議を経た後、本会議を再開し、委員長報告を受け、採決の順に進めることと致しました。従って、今臨時会の「会期の日程」につきましては、議案件数及び内容等を考慮し、本日1日間と決定致しました。

以上が、今臨時会に関する審議の概要であります。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、効率よく適正かつ円滑な議会運営となりますよう、議員各位の格段のご協力をお願い申し上げます。議会運営委員

会の報告と致します。

○議長（河野）本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間と致したいと思います。

○議長（河野）これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）よって、会期は本日1日間と決定致しました。

○議長（河野）続きまして、日程第3、議案第1号、「綾川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」から日程第5、議案第3号、「綾川町職員の給与に関する条例の一部改正について」までの3件を一括議題と致します。

○議長（河野）本件について、只今より提案理由の説明を求めます。前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）おはようございます。それでは、本日、開会致しました第6回臨時会にご提案申し上げました議案3件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号「綾川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」及び、議案第2号「綾川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、令和2年10月7日及び28日付け人事院勧告において、一般職の期末手当の0.05月分の引き下げが勧告されたことに伴い、特別職の期末手当も一般職の改定に準じて改定を行うため、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号「綾川町職員の給与に関する条例の一部改正について」は、同様に、令和2年10月7日及び28日付け人事院勧告の内容に準じて、期末手当の0.05月分の引き下げを行うため、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案3件につきまして、提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、総務常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（河野）これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（河野）お諮り致します。これより、委員会付託を議題と致します。議案第1号から議案第3号までの3件を所管する総務常任委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）よって、議案第1号から議案第3号までの3件を所管する総務常任委員会に付託することに決定致しました。

○議長（河野）ここで、暫時休憩と致します。

休憩 午前10時06分

(休憩中に、総務常任委員会を開催)

再開 午前10時28分

- 議長（河野）休憩前に引き続き、会議を再開致します。
- 議長（河野）これより、委員長報告を行います。
- 議長（河野）委員長の報告を求めます。
- 議長（河野）総務常任委員長 大野直樹君。
- 総務常任委員長（大野）はい、議長。6番、大野です。
- 議長（河野）大野君。
- 総務常任委員長（大野）それでは、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

本日、11月30日午前10時7分より、常任委員会室において総務常任委員会を開催致しました。出席者は委員全員と議長、執行部より町長、副町長、教育長、総務課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席しました。町長の挨拶を受けた後、早速審議に移りました。本定例会で当委員会に付託された案件は3件で、これより審議の内容と経過をご報告申し上げます。

まず、議案第1号「綾川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、議案第2号「綾川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第3号「綾川町職員の給与に関する条例の一部改正について」執行部に説明を求めました。

執行部より、「令和2年10月7日及び28日付け人事院勧告の内容に準じて、特別職、一般職ともに、期末手当の0.05月分の引き下げを行うため、それぞれ関係条例の一部を改正する必要性が生じたものである。」との説明がありました。

特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認致しました。

すべての審議を午前10時16分に終え、総務常任委員会を閉会致しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

- 議長（河野）これをもって、委員長報告を終わります。
- 議長（河野）これより、採決を行います。
- 議長（河野）議案第1号、「綾川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決致します。
- 議長（河野）この採決は、起立によって行います。
- 議長（河野）本案を原案のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（河野）ありがとうございました。起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第2号、「綾川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を採決致します。

○議長（河野）この採決は、起立によって行います。

○議長（河野）本案を原案のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野）ありがとうございました。起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第3号、「綾川町職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題と致します。

○議長（河野）これより、質疑を省略し、討論を許します。

○議長（河野）まず、反対者の発言を許します。

○16番（安藤）はい、議長。

○議長（河野）16番、安藤利光君。

○16番（安藤）16番、安藤です。

○16番（安藤）議案第3号、綾川町職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。人事院は、10月7日、28日、公務員の一時金削減0.05月分、平均21,000円削減勧告を地方自治体に押し付けることを求めて参りました。コロナの影響で国民が暮らしへの不安を抱いているもと、すべての働く人達の賃金引き下げを招く乱暴な行動であると言わざるを得ません。前線で奮闘している公務労働で働いている労働者に冷や水を浴びせるようなものであります。

過去6年間「引き上げ分」を勤勉手当に配分し、今回の勧告では期末手当を引き下げることは、一時金の生活給としての性格をゆがめることとなります。

今回の勧告の一つは、すべての働く人の賃下げに繋がることとなります。

二つ目は、昨年の消費税の増税や新型コロナ危機のもと、マイナス勧告は地域経済にも大きな影響を及ぼすこととなります。

三つ目は、勧告が慢性的な長時間労働の是正は必要としながらも、要員確保には踏み込んでいません。

四つ目は、非常勤職員の処遇改善に繋がる具体的な方策が示されていません。会計年度任用職員は、期末手当のみの支給とされています。一時金相当額を月例給引き下げにより支給をしております。地方自治体では、処遇改悪に繋がり、改善要求には応えていません。

今、新型コロナ感染は拡大し、新自由主義による「自己責任論」つまり自業自得とか「民営化」等で住民の命と暮らしを危険にさらすことが明らかになりました。働く人を犠牲にする社会から住民の命と暮らしを守りきる社会にするために道を開くこととなります。コロナ危機の収束が見通せないもとで命と暮らしを守りきる公務の役割を発

揮し、働く人の賃金や労働条件を改善させるためにも、本議案の反対討論と致します。
以上です。

○議長（河野）他にございませんか。

○議長（河野）次に、賛成者の発言を許します。

○6番（大野）はい、議長。

○議長（河野）6番、大野直樹君。

○6番（大野）それでは、賛成討論をさせて頂きたいと思います。第3号の議案について、賛成の立場で討論をさせて頂きます。第3号議案は、人事院において実施した「令和2年職種別民間給与実態調査」の結果を踏まえての勧告に基づく条例改正であり、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち、香川県下のすべての自治体が勧告に基づき引き下げを行うとの事です。

近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模自然災害が発生する中、綾川町職員はもとより、全国の公務員が、厳しい勤務環境の中、困難な業務に誇りを持って取り組んでいることに敬意を表します。

しかしながら、昨今の社会経済状況を鑑み、人事院勧告制度の意義や役割を理解した上で、今後の景気回復や新型コロナウイルス感染症の収束を期待して、賛成とさせて頂きたいと思います。

また、総務常任委員会、協議会でも十分に協議、議論を行っておりますので、議員皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、賛成の討論とさせて頂きます。

○議長（河野）他にございませんか。

○議長（河野）これで、討論を終結致します。

○議長（河野）これより、採決を行います。

○議長（河野）この採決は、起立によって行います。

○議長（河野）本案を原案のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。

（起立13名）

○議長（河野）ありがとうございました。起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）以上で、本臨時会に付されました事件は、全て終了を致しました。従って、会議規則第7条の規定により、これをもって本日で閉会致したいと思います。

○議長（河野）閉会することに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、本臨時会は、本日で閉会することに決定致しました。これで、本日の会議を閉じます。令和2年第6回綾川町議会臨時会を閉会致します。ありがとうございました。

閉会 午前10時38分